

株式会社エコスタイル 電気受給約款 新旧比較表

電気需給約款（全エリア） 附則	旧版 附則 実施期日が全て平成表示	改定案 附則 実施期日を全て西暦表示に変更																																
電気需給約款（全エリア） 第22条 保証金	旧版 第22条 保証金 ①お客様は、エコスタイルが供給の開始もしくは再開に先だって、または供給継続の条件として、予想月額料金（または既に供給を開始している場合には、直近の実績料金とします。）の3ヶ月分に相当する金額を保証金として預託を請求した場合には、これを直ちに預託するものとし、お客様が預託しない限り、エコスタイルは供給の開始もしくは再開、または供給継続をしないことができます ②保証金の預かり期間は、契約期間満了の日以降60日目の日までとします。 ③エコスタイルは、需給契約が消滅した場合、または支払期限を経過してもなおお客様が料金を支払われなかった場合には、保証金をお客様の支払額に充当することができます。 ④エコスタイルは保証金について利息を付しません。 ⑤エコスタイルは保証金の預かり期間満了前であっても需給契約が消滅した場合には、保証金をお返します。ただし、第③号により支払額に充当した場合は、その残額をお返します。	改定案 第22条 保証金 ①エコスタイルは、お客様への供給の開始もしくは再開に先立って、または供給継続の条件として、予想月額料金（既に供給を開始している場合には直近の実績料金とします）の3ヶ月分に相当する金額を保証金として預けて頂くことがあります。 ② 予想月額料金の算定の基準となる使用電力量は、お客様の負荷率、操業状況および同一業種の負荷率などを勘案して算定いたします。 ③エコスタイルは、保証金の預かり期間を契約期間満了の日以降60日目以内で設定いたします。 ④エコスタイルは、需給契約が消滅した場合、お客様が支払期限を経過してなお料金を支払われなかった場合、または 支払い期限を経過してなお料金が支払われないことが予想される場合には、保証金をお客様の支払額に充当することがあります。 ⑤エコスタイルは、保証金について利息を付しません。 ⑥エコスタイルは、保証金の預かり期間満了前であっても需給契約が消滅した場合には、保証金をお返します。ただし、第④号により支払額に充当した場合は、その残額をお返します。																																
電気需給約款（全エリア） 第27条 供給の中止または使用の制限もしくは中止	旧版 1. エコスタイルは、次の場合には、供給時間中に電気の供給を中止、またはお客様に電気の使用を制限し、もしくは中止していただくことがあります。 ① 所轄の一般送配電事業者の電気工作物に故障が生じ、または故障が生ずるおそれがある場合 ② 非常震災の場合 ③ その他保安上必要がある場合 ④ お客様が本契約の条項に違反した場合 2. 第1項第①号の場合には、エコスタイルは、あらかじめわかっている場合はその旨をお客様にお知らせします。ただし、緊急やむをえない場合は、この限りではありません。	改定案 1. エコスタイルは、次の場合には、供給時間中に電気の供給を中止、またはお客様に電気の使用を制限し、もしくは中止していただくことがあります。 ① 所轄の一般送配電事業者の電気工作物に故障が生じ、または故障が生ずるおそれがある場合 ② 非常震災の場合 ③ その他保安上必要がある場合 ④ お客様が本契約の条項に違反した場合 ⑤ 2ヶ月続けて電気料金のお支払いを頂けない場合 ⑥ 第42条第2項のいずれかに該当する事由が生じた場合、又はエコスタイルが同事由が生じた事を知り得、客観的に証明出来る場合 2. 第1項第①号の場合には、エコスタイルは、あらかじめわかっている場合はその旨をお客様にお知らせします。ただし、緊急やむをえない場合は、この限りではありません。																																
電気需給約款（全エリア） 第42条 契約の解除	旧版 第42条 契約の解除 1. お客様またはエコスタイルは、相手方が本約款の各条項の何れか一つに違反する場合には、相手方に対し、相当期間の間に改善することを求めるものとし、相手方がその求めに応じて是正しないときは、書面により契約解除の通知を行うことにより、本契約を解除することができるものとします。 2. お客様またはエコスタイルは、相手方に次の各号の何れか一つに該当する事由が生じた場合には、相手方に対し、書面により契約解除の通知を行うことにより、本契約を解除することができるものとします。この場合において、お客様またはエコスタイルは、契約解除日の15日以上前に、その旨を相手方に通知するものとします。 ただし、第12号の場合には、エコスタイルはお客様に特に通知をすることなく、エコスタイルが需給を終了させるための処置を行った日にお客様とエコスタイルとの契約は消滅するものとします。 中略 ⑫ お客様が、第34条（需給契約の廃止）第2項による通知をされないでその需要場所から移転され、電気を使用されていないことが明らかな場合	改定案 第42条 契約の 解約 1. お客様またはエコスタイルは、相手方が本約款の各条項の何れか一つに違反する場合には、相手方に対し、相当期間の間に改善することを求めるものとし、相手方がその求めに応じて是正しないときは、書面により契約 解約 の通知を行うことにより、本契約を 解約 することができるものとします。 2. お客様またはエコスタイルは、相手方に次の各号の何れか一つに該当する事由が生じた場合には、相手方に対し、書面により契約 解約 の通知を行うことにより、本契約を 解約 することができるものとします。 ただし、第12号 及び第13号 の場合には、エコスタイルはお客様に特に通知をすることなく、エコスタイルが需給を終了させるための処置を行った日にお客様とエコスタイルとの契約は消滅するものとします。 中略 ⑫ お客様が、第34条（需給契約の廃止）第2項による通知をされないでその需要場所から移転され、電気を使用されていないことが明らかな場合 ⑬ お客様との連絡がとれなくなったとき																																
電気需給約款（九州電力エリア） 別表	旧版 別表 第2項 燃料費調整単価算出係数等 <table border="1" data-bbox="368 1473 812 1615"> <thead> <tr> <th colspan="2">項目</th> <th>値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">係数</td> <td>α</td> <td>0.1970</td> </tr> <tr> <td>β</td> <td>0.4435</td> </tr> <tr> <td>γ</td> <td>0.2512</td> </tr> <tr> <td colspan="2">基準燃料価格</td> <td>44,200円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">基準単価</td> <td>22銭8厘</td> </tr> </tbody> </table>	項目		値	係数	α	0.1970	β	0.4435	γ	0.2512	基準燃料価格		44,200円	基準単価		22銭8厘	改定案 別表 第2項 燃料費調整単価算出係数等 <table border="1" data-bbox="963 1473 1407 1615"> <thead> <tr> <th colspan="2">項目</th> <th>値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">係数</td> <td>α</td> <td>0.0053</td> </tr> <tr> <td>β</td> <td>0.1861</td> </tr> <tr> <td>γ</td> <td>1.0757</td> </tr> <tr> <td colspan="2">基準燃料価格</td> <td>27,400円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">基準単価</td> <td>13銭4厘</td> </tr> </tbody> </table>	項目		値	係数	α	0.0053	β	0.1861	γ	1.0757	基準燃料価格		27,400円	基準単価		13銭4厘
項目		値																																
係数	α	0.1970																																
	β	0.4435																																
	γ	0.2512																																
基準燃料価格		44,200円																																
基準単価		22銭8厘																																
項目		値																																
係数	α	0.0053																																
	β	0.1861																																
	γ	1.0757																																
基準燃料価格		27,400円																																
基準単価		13銭4厘																																